

## 高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の実情に応じた保護者への学習機会の提供及び相談対応等の家庭教育支援活動を推進することを目的として、高知県家庭教育支援基盤形成事業を実施するために、高知県教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助事業者は、市町村（中核市を除く。）とする。

### (補助対象経費及び補助率等)

第4条 第2条に規定する事業の補助対象経費及び補助率は別記のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を教育長に提出するものとする。

### (交付決定)

第6条 教育長は、前条による補助金交付申請書を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者が、規則第7条の規定により申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の重要な部分の変更（必要に応じ、事前に教育長に協議すること。）又は補助額の

増額若しくは補助額の20パーセントを超える減額（ただし、その金額が5万円未満の場合を除く。）を行う場合は、別記第2号様式による変更交付申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第3号様式による中止・廃止承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、これを事業完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。
- (5) 補助対象事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

#### (グリーン購入)

第9条 補助事業者は、事業の実施において、物品等を購入する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

#### (状況報告)

第10条 教育長は、補助対象事業の遂行上必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助対象事業者は、規則第11条第1項に規定するとおり別記第5号様式による補助金実績報告書に係る書類を添えて、補助事業を完了した日から30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、翌年度4月5日までとする。

#### (補助金の交付)

第12条 教育長は、前条の実績報告書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

#### (決定の取消し)

第13条 教育長は、補助事業者がこの要綱に違反したと認めるとき及び別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(情報公開)

第15条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第13条から第15条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記（第4条関係）

1 補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

事業名	高知県家庭教育支援基盤形成事業（別添実施要領に定める事業）
補助対象事業の内容	(1) 推進委員会の設置 (2) 市町村における研修等の実施 (3) 家庭教育支援チームの設置、家庭教育支援員の配置 (4) 家庭教育支援活動の実施・運営
補助対象経費	補助対象経費は、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	補助対象経費の2/3以内

別表（第6条、第8条、第13条関係）

<p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
---



高知県教育長 様

(申請者)

市町村名

年度高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金交付申請書

うえのことについて、高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
  
- 2 高知県家庭教育支援基盤形成事業関係書類
  - (1) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金所要額内訳表（別表1）
  - (2) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業概要（別表2）
  - (3) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業実施計画書
    - ① 推進委員会の設置（別表3）
    - ② 家庭教育支援員の配置（別表4）
    - ③ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育支援チームの活動）（別表4）
    - ④ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育に関する学習機会の提供）（別表5）
    - ⑤ 活動内容内訳書《個票》（別表6）
  
- 3 その他  
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本  
その他参考となる資料

年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金所要額内訳表

市町村名	
------	--

(単位:円)

	(1) 支出予定額	(2) 控除すべき寄付金 その他収入	(3) 差引き額 <(1)-(2)>	(4) 県費補助額 [2/3]
①推進委員会の設置				/
②家庭教育支援員の配置				
家庭教育支援活動の実施・運営 (③+④)				
③家庭教育支援チームの活動				
④家庭教育に関する学習機会の提供				
合計				

※1 補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とし、事業を実施するために必要な経費のうち高知県教育長が認める額とする。

※2 ③が複数ある場合は、合算して記入すること。



## 年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業概要

市町村名

取組の背景・目的※1	取組概要※2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>

※1 自治体における家庭教育に関する現状と課題や、取組を始めるきっかけ、取組のための目的など記載すること。自治体の基本計画に記載されている場合は、その旨も記載すること。

- 例)・〇〇市では、市内児童の学力が低下し、危機感を持っていた。学力強化のためには学校現場の負担を減らし、学校教育に集中できる環境整備が必要と考え、家庭でできる教育は家庭で行うという方向性で、家庭教育支援の取組を開始した。
- ・〇〇市では、家庭における課題を未然に防止するため、妊娠期など早い段階での保護者と支援者とのつながりづくりを主たる目的として家庭教育支援の取組を推進している。
  - ・〇〇市教育大綱に基づき、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭の教育力を一層支援するしくみを構築する。

※2 取組背景を踏まえた取組概要や、具体的な取組計画(誰が、誰に対して(乳幼児、小中学生等を持つ家庭など)、何を、どのように)を記載すること。

- 例)・入学説明会で、生活習慣に関する学習講座の開催 ・乳幼児健診で、相談窓口の設置 ・家庭教育支援チームによる家庭訪問の実施

## 年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業実施計画書

市町村名	
------	--

## ① 推進委員会の設置

## (1) 推進委員会の設置

委員会名称		開催数		委員数	
活動計画※1					

## (2) 連絡会議、ケース会議等の設置

会議名称		開催数		構成員数	
活動計画※2					

## 2. 地域人材の養成(指導者等研修の実施)について

研修内容等 ※3	年間開催回数 (予定)	研修対象延べ人数 (予定)
計		

## 【経費内訳】

費用	積算内訳						金額
謝金	推進委員	時間	×	日	×	人	= 円
	市町村における設定単価	時間	×	日	×	人	= 円
	円	時間	×	日	×	人	= 円
旅費	その他講師	円	×	回	×	人	= 円
		円	×	回	×	人	= 円
	推進委員	円	×	回	×	人	= 円
		円	×	回	×	人	= 円

※1 推進委員会の構成や活動目的、委員会の開催時期、検討する内容など、具体的な計画等を記載すること。

※2 家庭教育支援チーム員、首長部局及び教育委員会等と連携を図りながら、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するために実施した連絡会議・ケース会議等の構成や検討する内容など、具体的な計画等を記載すること。

※3 研修内容、研修対象、開催時期、開催場所等を記載すること。

※3 コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等の研修を併せて行う場合や、放課後子供教室等の活動に係る研修と併せて行う場合等はその旨を記載すること。

※3 地域人材の継続的な発掘、養成を考慮に入れた講座、支援活動等を記載すること。



別表5

市町村名	
------	--

④家庭教育支援活動の実施・運営(家庭教育に関する学習機会の提供)

(1)実施計画

区分	開催時期	開催場所等	行事・活動・講座等の概要	参加人数	活用した行事等の機会
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ※1 具体的な事業名称等を記載してください。
- ※2 事業に関する要項などがありましたら、可能な限り添えてください。

(2)経費内訳

費用名	積算内訳 ※3	金額
	合計	

- ※3 使用する金額と(1)実施計画の事業との関係が分かるように記載してください。

## 活動内容内訳書《個票》

市町村名

補助事業対象チーム等(団体)の数

内、文部科学省登録チーム数

## (1)家庭教育支援体制等 ※1

支援員・チーム員の構成・活動頻度等					対象範囲・活動拠点・委託の有無 (対象とする学校種・学校数、拠点の個所数は、数を記入)		
属性	人数	平均活動日数 (〇日/年)	平均活動時間 (〇時間/日)	平均謝金単価 (〇円/時間)		対象 数	活動 拠点
家庭教育 支援員	地域コーディネーター				学校 対象 と す る 学 校 種 ・ 等	幼稚園・保育所・認定こども園	
	子育てサポーター/リーダー					小学校	
	民生委員・児童委員等					中学校	
	元教職員					高等学校	
	PTA役員					義務教育学校	
	保健師					中等教育学校	
	保育士					特別支援学校	
	心理士、スクールカウンセラー					計	
	スクールソーシャルワーカー					その他	
	支援団体・NPO関係者					社会教育施設	
	その他( )					福祉施設	
	計				企業等		
				福祉部局等との連携			
				委託先について			

## (2)家庭教育を支援する取組計画 ※1、※2

主な活動	実施する主な活動の具体的な内容	実施の有無	実施回数	活動対象※対象全てに○				内、アウトリーチ型支援		
				乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	家庭訪問	保育所、幼稚園、小中学校等	その他企業等保護者が集まる場所
学習講座	発達段階の特徴や親の心得									
	保護者同士の交流や子育てに関する意見交換会									
	子どもの生活習慣									
	仕事と家庭の両立や親子のコミュニケーション									
	道徳心・思いやり、命の大切さなど心の育成									
	インターネットや携帯電話等									
	いじめ・非行や不登校等への対応									
	児童虐待防止のための対応									
外国人保護者への支援										
その他( )										
親子参加型行事・プログラム										
相談対応	電話による相談									
	対面による相談									
	インターネットを活用した相談									
情報提供	広報誌等の発行									
	インターネットを活用した情報提供									
その他( )										

※1 市町村の中に複数のチーム・団体等がある場合は、すべてまとめて記載してください。

※2 支援員等が実施する活動だけでなく、別表5に記載した活動についても記載してください。

第 号  
年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）

市町村名

年度高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付決定のあった  
年度高知県家庭教育支援基盤形成事業を変更したいので、交付要綱第8条第1号の規定により、  
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	変更申請額	当初交付決定額	増減
	円	円	円

2 変更内容及び理由

3 高知県家庭教育支援基盤形成事業関係書類

- (1) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金変更所要額内訳表（別表1-2）
- (2) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業概要（別表2）
- (3) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業実施計画書
  - ① 推進委員会の設置（別表3）
  - ② 家庭教育支援員の配置（別表4）
  - ③ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育支援チームの活動）（別表4）
  - ④ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育に関する学習機会の提供）（別表5）
  - ⑤ 活動内容内訳書《個票》（別表6）

4 その他

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

その他参考となる資料

年度高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金変更所要額内訳表

市町村名	
------	--

(単位:円)

	支出予定額 (変更前)	(1) 支出予定額 (変更後)	控除すべき寄付金 その他収入 (変更前)	(2) 控除すべき寄付金 その他収入 (変更後)	(3) 差引き額 <(1)-(2)>	(4) 県費補助額 [2/3]
①推進委員会の設置						
②家庭教育支援員の配置						
家庭教育支援活動の実施・運営 (③+④)						
③家庭教育支援チームの活動						
④家庭教育に関する学習機会の提供						
合計						

\* 補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とし、事業を実施するために必要な経費のうち高知県教育長が認める額とする。

\* ③が複数ある場合は、合算して記入すること。

第 号  
年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）

市町村名

事業の中止・廃止承認申請書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付決定のあった  
年度高知県家庭教育支援基盤形成事業を下記の理由により中止・廃止したいので、交付要綱第  
8条第2号の規定により申請します。

記

中止・廃止の理由



第4号様式（第8条第4号関係）

年度高知県家庭教育支援基盤形成事業費 補助金調書

市町村名 \_\_\_\_\_

市 町 村								備考
歳入			歳出					
科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補助金相当額	支出済額	うち県費補助金相当額	
	円	円		円	円	円	円	

注：「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増額等の区分を明記すること。

第 号  
年 月 日

高知県教育長 様

（申請者）

市町村名

年度高知県家庭教育支援基盤形成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付決定のあった  
年度高知県家庭教育支援基盤形成事業について、交付要綱第11条の規定により、下記のとおり  
関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 円
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 高知県家庭教育支援基盤形成事業関係書類
  - (1) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金実績額内訳表（別表1-3）
  - (2) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業概要（別表2-3）
  - (3) 年度高知県家庭教育支援基盤形成事業実施報告書
    - ① 推進委員会の設置（別表3-3）
    - ② 家庭教育支援員の配置（別表4-3）
    - ③ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育支援チームの活動）（別表4-3）
    - ④ 家庭教育支援活動の実施・運営（家庭教育に関する学習機会の提供）（別表5-3）
    - ⑤ 活動内容内訳書《個票》（別表6-3）
- 4 その他  
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本  
その他参考となる資料

年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業補助金実績額内訳表

市町村名	
------	--

(単位:円)

	(1) 支出予定額	(2) 控除すべき寄付金 その他収入	(3) 差引き額 <(1)-(2)>	(4) 県費補助額 [2/3]
①推進委員会の設置				/
②家庭教育支援員の配置				
家庭教育支援活動の実施・運営 (③+④)				
③家庭教育支援チームの活動				
④家庭教育に関する学習機会の提供				
合計				

※1 補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とし、事業を実施するために必要な経費のうち高知県教育長が認める額とする。

※2 ③が複数ある場合は、合算して記入すること。

## 年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業概要

市町村名

取組の背景・目的※1	取組概要※2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>

※1 自治体における家庭教育に関する現状と課題や、取組を始めるきっかけ、取組のための目的など記載すること。自治体の基本計画に記載されている場合は、その旨も記載すること。

- 例)・〇〇市では、市内児童の学力が低下し、危機感を持っていた。学力強化のためには学校現場の負担を減らし、学校教育に集中できる環境整備が必要と考え、家庭でできる教育は家庭で行うという方向性で、家庭教育支援の取組を開始した。
- ・〇〇市では、家庭における課題を未然に防止するため、妊娠期など早い段階での保護者と支援者とのつながりづくりを主たる目的として家庭教育支援の取組を推進している。
  - ・〇〇市教育大綱に基づき、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭の教育力を一層支援するしくみを構築する。

※2 取組背景を踏まえた取組概要や、具体的な取組計画(誰が、誰に対して(乳幼児、小中学生等を持つ家庭など)、何を、どのように)を記載すること。

- 例)・入学説明会で、生活習慣に関する学習講座の開催 ・乳幼児健診で、相談窓口の設置 ・家庭教育支援チームによる家庭訪問の実施

年度 高知県家庭教育支援基盤形成事業実施報告書

市町村名	
------	--

① 推進委員会の設置

(1) 推進委員会の設置

委員会名称		開催数		委員数	
活動計画 ※1					

(2) 連絡会議、ケース会議等の設置

会議名称		開催数		構成員数	
活動計画 ※2					

2. 地域人材の養成(指導者等研修の実施)について

研修内容等 ※3	年間開催回数 (予定)	研修対象延べ人数 (予定)
計		

【経費内訳】

費用	積算内訳						金額
謝金	推進委員	時間	×	日	×	人	= 円
	市町村における設定単価	時間	×	日	×	人	= 円
	円	時間	×	日	×	人	= 円
旅費	その他講師	円	×	回	×	人	= 円
		円	×	回	×	人	= 円
	推進委員	円	×	回	×	人	= 円
		円	×	回	×	人	= 円

※1 推進委員会の構成や活動目的、委員会の開催時期、検討する内容など、具体的な計画等を記載すること。  
 ※2 家庭教育支援チーム員、首長部局及び教育委員会等と連携を図りながら、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するために実施した連絡会議・ケース会議等の構成や検討する内容など、具体的な計画等を記載すること。  
 ※3 研修内容、研修対象、開催時期、開催場所等を記載すること。  
 ※3 コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等の研修を併せて行う場合や、放課後子供教室等の活動に係る研修と併せて行う場合等は其の旨を記載すること。  
 ※3 地域人材の継続的な発掘、養成を考慮に入れた講座、支援活動等を記載すること。

別表4-3

市町村名	
------	--

②家庭教育支援員の配置

家庭教育支援員を配置する委員会等名称 または 家庭教育支援チーム名 (統合実施の倍委、本部名。教室名等でも可)	
---	--

費目	積算内訳										合計	備考	
謝金 (家庭教育支援員)	単価	円	時間	×	日	×	人	=	円	円			
		円		時間	×	日		×	人			=	円
		円		時間	×	日		×	人			=	円

③家庭教育支援活動の実施・運営(家庭教育支援チームの活動)

費目	積算内訳										合計	備考	
謝金	単価	円	時間	×	日	×	人	=	円	円			
		円		時間	×	日		×	人			=	円
		円		時間	×	日		×	人			=	円

(その他の経費)

費目	積算内訳										合計
											円

別表5-3

市町村名	
------	--

④家庭教育支援活動の実施・運営(家庭教育に関する学習機会の提供)

(1)実施計画

区分	開催時期	開催場所等	行事・活動・講座等の概要	参加人数	活用した行事等の機会
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ※1 具体的な事業名称等を記載してください。
- ※2 事業に関する要項などがありましたら、可能な限り添えてください。

(2)経費内訳

費用名	積算内訳 ※3	金額
	合計	

- ※3 使用した金額と(1)実施計画の事業との関係が分かるように記載してください。

## 活動内容内訳書《個票》

市町村名

補助事業対象チーム等(団体)の数 内、文部科学省登録チーム数

## (1)家庭教育支援体制等 ※1

支援員・チーム員の構成・活動頻度等					対象範囲・活動拠点・委託の有無 (対象とする学校種・学校数、拠点の個所数は、数を記入)		
属性	人数	平均活動日数 (〇日/年)	平均活動時間 (〇時間/日)	平均謝金単価 (〇円/時間)		対象 数	活動 拠点
家庭教育 支援員	地域コーディネーター				学校 対象 と す る 学 校 種 ・ 等	幼稚園・保育所・認定こども園 小学校 中学校 高等学校 義務教育学校 中等教育学校 特別支援学校 計	
	子育てサポーター/リーダー						
	民生委員・児童委員等						
	元教職員						
	PTA役員						
	保健師						
	保育士						
	心理士、スクールカウンセラー						
	スクールソーシャルワーカー						
	支援団体・NPO関係者						
	その他( )						
	計					福祉部局等との連携 委託先について	

## (2)家庭教育を支援する取組計画 ※1、※2

主な活動	実施する主な活動の具体的な内容	実施の有無	実施回数	活動対象※対象全てに○				内、アウトリーチ型支援		
				乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	家庭訪問	保育所、幼稚園、小中学校等	その他企業等保護者が集まる場所
学習講座	発達段階の特徴や親の心得									
	保護者同士の交流や子育てに関する意見交換会									
	子どもの生活習慣									
	仕事と家庭の両立や親子のコミュニケーション									
	道徳心・思いやり、命の大切さなど心の育成									
	インターネットや携帯電話等									
	いじめ・非行や不登校等への対応									
	児童虐待防止のための対応									
外国人保護者への支援										
その他( )										
親子参加型行事・プログラム										
相談対応	電話による相談									
	対面による相談									
	インターネットを活用した相談									
情報提供	広報誌等の発行									
	インターネットを活用した情報提供									
その他( )										

※1 市町村の中に複数のチーム・団体等がある場合は、すべてまとめて記載してください。

※2 支援員等が実施する活動だけでなく、別表5に記載した活動についても記載してください。